

第七七回

参第二号

環境に対する影響の事前評価による開発事業等の規制に関する法律（案）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 開発事業等規制委員会（第三条・第四条）

第三章 開発事業等の規制（第五条 第十三条）

第四章 環境影響事前評価の手續等

第一節 環境影響事前評価の手續（第十四条 第四十条）

第二節 認可を受けた開発事業等の調査（第四十一条）

第五章 雑則（第四十二条 第四十九条）

第六章 罰則（第五十条 第五十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、開発事業等の実施又は開発事業等の完成後の施設の使用により開発事業等の実施の過程において又は将来において生ずる環境に対する影響の事前評価の手續を整備し、その事前評価の結果に基づいて開発事業等を規制することにより、環境の汚染又は破壊を予防し、もつて良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「開発事業等」とは、第一号から第十八号まで及び第二十二号に掲げるものに係る工事並びに第十九号、第二十号及び第二十一号に掲げるものをいう。

一 製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に係る工場又は事業場の用に供するための敷地の造成（その敷地とあわせて整備されるべき道路、排水施設、鉄道、倉庫その他の施設の敷地の造成又はそれらの施設の整備を含む。）

二 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業

三 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業（同条第二項の規定により土地区画整理事業に含まれるものとされる事業を含む。）

四 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二条第一項に規定する新住宅市街地開発事業（同条第二項の規定により新住宅市街地開発事業に含まれるものとされる事業を含む。）

五 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第一号に規定する市街地再開発事業

- 六 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第二条第一項に規定する新都市基盤整備事業
 - 七 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第一条第一項に規定する公有水面又は政令で定めるその他の水面の埋立て又は干拓
 - 八 飛行場の新設又は改築、修繕その他の変更（以下この項において「新設等」という。）
 - 九 鉄道、軌道（軌道に準ずべきものを含む。）又は索道の新設等
 - 十 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路又は道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第八項に規定する自動車道の新設等
 - 十一 林道の新設等
 - 十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第八条第二項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設の新設等
 - 十三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第二号に規定する下水道の新設等
 - 十四 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第七項に規定する電気工作物（発電のために設置するものに限る。）の新設等
 - 十五 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第七項に規定するガス工作物の新設等
 - 十六 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第三条第二項第二号に規定する製錬施設、同法第十三条第二項第二号に規定する加工施設、同法第二十三条第二項第五号に規定する原子炉施設又は同法第四十五条第一項に規定する再処理施設の新設等
 - 十七 石油業法（昭和三十七年法律第二百二十八号）第二条第三項に規定する特定設備の新設等
 - 十八 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第五号）第五条第二項第二号に規定する事業用施設の新設等
 - 十九 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第八条に規定する河川工事
 - 二十 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第七項に規定する港湾工事
 - 二十一 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第三条第一項に規定する鉱物の試掘又は採掘
 - 二十二 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事業又は政令で定める施設の新設等
- 2 この法律において「開発事業等の完成後の施設の使用」とは、開発事業等の目的又は対象である施設又は土地（その土地に設けられる施設でその開発事業等を実施するに際して予定されているものを含む。第六条において同じ。）の使用（前項第二十一号に掲げる開発事業等にあつては、これに付随してその鉱区若しくは租鉱区又はその付近にお

いて行う選鉱及び製錬。同条において同じ。)をいう。

- 3 この法律において「環境影響事前評価」とは、開発事業等について、その実施前に、関係地域の自然的社会的諸条件を調査し、その調査の結果及び開発事業等の実施に関する計画（以下「事業計画」という。）に基づき、開発事業等の実施（開発事業等に関連する工事の実施を含む。以下同じ。）又は開発事業等の完成後の施設の使用により開発事業等の実施の過程において又は将来において生ずる環境に対する影響を予測し、あわせて事業計画に含まれる環境に対する悪影響の防止策及び事業計画の代替案を検討して、評価することをいう。

第二章 開発事業等規制委員会

（開発事業等規制委員会）

第三条 環境影響事前評価の結果に基づき開発事業等を規制することにより、良好な環境を確保するため、別に法律で定めるところにより、内閣総理大臣の所轄の下に、両議院の同意を得て任命される委員七人をもつて組織する開発事業等規制委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

（環境影響事前評価審査会）

第四条 環境影響事前評価を行わせるため、前条の法律で定めるところにより、委員会に、その機関として、環境に関し学識経験のある者のうちから両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する審査員五十人をもつて組織する環境影響事前評価審査会（以下「審査会」という。）を置くものとする。

第三章 開発事業等の規制

（事業計画の認可）

第五条 開発事業等を実施する者は、当該事業計画について、開発事業等規制委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定めるところにより、委員会の認可を受けなければならない。

- 2 前項の規定は、非常災害のために必要な応急措置として行う開発事業等については、適用しない。

（事業計画に定めるべき事項）

第六条 前条第一項の事業計画には、当該開発事業等について、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 実施区域
- 二 設計の内容
- 三 実施方法
- 四 実施期間
- 五 委員会規則で定める開発事業等にあつては、その目的又は対象である施設又は土地の使用に係る用途
- 六 その他委員会規則で定める事項

2 前条第一項の事業計画においては、当該開発事業等の実施又は当該開発事業等の完成後の施設の使用によつて生ずると予測する環境に対する悪影響の防止策をあわせて定めることができる。

(認可の申請)

第七条 第五条第一項の認可の申請は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を委員会に提出してしなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名及び住所

二 事業計画

2 前項の認可申請書には、当該開発事業等の実施区域及びその周辺の状況を示す図面その他委員会規則で定める環境影響事前評価のために必要な書類を添付しなければならない。

3 第一項の認可申請書には、事業計画の代替案を記載することができる。

(認可の基準)

第八条 委員会は、次章第一節の規定により審査会が行う環境影響事前評価の結果に基づき、当該事業計画による開発事業等の実施又は開発事業等の完成後の施設の使用によつて、環境保全基本法(昭和五十一年法律第 号)第三条に規定する良好な環境(以下単に「良好な環境」という。)の確保に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第五条第一項の認可をしてはならない。

(事業計画の変更)

第九条 第五条第一項の認可を受けた事業計画(この項の規定により変更した後の事業計画を含む。以下同じ。)は、委員会の認可を受けて変更することができる。

2 前二条の規定は、前項の認可について準用する。

(開発事業等に係る事業の譲渡等)

第十条 事業計画又はその変更につき第七条第一項(前条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により認可を申請し若しくはこれにつき認可を受けた開発事業等に係る事業の譲渡があり、又はその開発事業等を実施しようとし若しくは実施する者について相続若しくは合併があつたときは、その開発事業等に係る事業を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人(次項において「承継人」という。)は、当該事業計画又はその変更につき第七条第一項の規定により認可を申請し又はこれにつき認可を受けたものとみなす。

2 承継人は、遅滞なく、前項の譲渡、相続又は合併があつた旨を委員会に届け出なければならない。

(監督処分)

第十一条 委員会は、第四十一条第一項の規定により審査会の行う調査の結果に基づき、開発事業等の実施又は開発事業等の完成後の施設の使用により良好な環境の確保に支障を生じていると認めるとき又は生ずるおそれがあると認めるときは、事業者(開発事業

等を実施する者をいう。以下同じ。) に対し、当該開発事業等の実施の停止若しくは当該事業計画の変更を命じ、若しくは第五条第一項の認可を取り消し、又は相当の猶予期限を定めて原状回復その他の必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

第十二条 委員会は、第五条第一項の規定に違反して開発事業等を実施する者に対し、当該開発事業等の実施の中止を命じ、又は相当の猶予期限を定めて原状回復その他の必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

(公開による聴聞)

第十三条 委員会は、前二条の規定による処分(第十一条の規定による停止命令及び前条の規定による中止命令を除く。)をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当の期間において予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。ただし、当該処分に係る者が、正当な理由がなくて聴聞に応じないときは、聴聞を行わないで、処分をすることができる。

第四章 環境影響事前評価の手續等

第一節 環境影響事前評価の手續

(認可申請書等の送付)

第十四条 委員会は、第七条(第九条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の認可申請書を受理したときは、その事業計画による開発事業等について環境影響事前評価を行わせるため、速やかに、第七条の認可申請書及びその添付書類の写しを審査会に送付するものとする。

(公告及び縦覧)

第十五条 審査会は、前条の写しを受け取つたときは、その旨を公告し、当該公告の日から二週間その写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

2 審査会は、前項の規定による公告をするとともに、関係地域(当該開発事業等の実施又は当該開発事業等の完成後の施設の使用によりその環境に対して影響が生ずると認められる地域をいう。以下同じ。)をその区域に含む市町村(都の特別区の存する区域にあつては、特別区。以下同じ。)の長に当該写しを送付しなければならない。

3 市町村の長は、前項の写しを受け取つたときは、直ちに、その旨を公告し、当該公告の日から二週間当該写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

(参与人)

第十六条 第七条第一項の規定により認可を申請した者(以下「申請人」という。)及び関係地域に係る住民は、前条第一項の規定による公告の日から審査の終結までの間に書面をもつて審査会に申し出て、当該環境影響事前評価の手續に参与人として参与することができる。環境の保全を目的とする団体(法人格のない団体にあつては、その代表者)も、同様とする。

2 前項の場合において、審査会は、その申出をした者が明らかに同項に掲げる者に該当しないと認めるときは、その申出を却下することができる。

(代表参与人の選定)

第十七条 開発事業等の実施又は開発事業等の完成後の施設の使用について共同の利益を有する多数の参与人は、その中から、全員のために環境影響事前評価の手續において代表者となる一人又は数人(以下「代表参与人」という。)を選定することができる。

2 前項の代表参与人を選定した者(以下「選定者」という。)は、その選定を取り消し、又は変更することができる。

3 第一項の規定による代表参与人の選定並びに前項の規定によるその取消し及び変更は、書面をもつて疎明しなければならない。

4 代表参与人を選定したときは、選定者は、環境影響事前評価の手續から当然脱退する。

(代表参与人の選定命令)

第十八条 共同の利益を有する参与人が著しく多数であり、かつ、代表参与人を選定することが適当であると認めるときは、審査会は、当該共同の利益を有する参与人に対し、相当の期間を定めて、代表参与人の選定を命ずることができる。

2 審査会は、前項の規定による命令を取り消し、又は変更することができる。

(審査会による代表参与人の選定)

第十九条 審査会は、前条第一項の規定による命令を受けた者のうち代表参与人を選定しない者がある場合において、これらの者について、代表参与人を選定しなければ環境影響事前評価の手續の進行に支障があると認めるときは、適当と認める者を、その同意を得て、代表参与人に選定することができる。この場合においては、代表参与人としての資格を特定の事項に関する審査に限定することができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による代表参与人について準用する。

3 第一項の規定により代表参与人が選定された場合においては、当該代表参与人は、その者のために代表参与人が選定されている者(以下「被代表者」という。)が第十七条第一項の規定により選定したものとみなす。

4 第一項の規定により代表参与人が選定された場合における当該代表参与人と被代表者との間の関係については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百四十四条、第六百四十五条、第六百四十九条、第六百五十条及び第六百五十四条の規定を準用する。

(代理人)

第二十条 参与人(代表参与人を含む。以下同じ。)は、審査会の承認を得た者を代理人とすることができる。

(審査員の除斥)

第二十一条 審査員は、次の各号の一に該当するときは、当該環境影響事前評価に係る職務の執行から除斥される。

一 審査員又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が申請人(法人である場合にあつては、その代表者。次号及び第三号において同じ。)又は参与人(選定者及び被代表者を含む。以下この項において同じ。)(法人である場合にあつては、その代表者。

次号及び第三号において同じ。)であり、又はあつたとき。

- 二 審査員が申請人又は参与人の四親等内の血族、三親等内の姻族又は同居の親族であり、又はあつたとき。
- 三 審査員が申請人又は参与人の後見人、後見監督人又は保佐人であるとき。
- 四 審査員が法人その他の団体である申請人又は参与人の役員であるとき。
- 五 審査員が審査において参考人又は鑑定人となつたとき。
- 六 審査員が審査において参与人の代理人であり、又はあつたとき。
- 七 審査員が当該開発事業等の全部又は一部を請け負う者（法人である場合にあつては、その代表者）であるとき。

- 2 前項に規定する除斥の原因があるときは、参与人は、除斥の申立てをすることができる。

（審査員の忌避）

第二十二條 審査員について環境影響事前評価の公正を妨げるべき事情があるときは、参与人は、これを忌避することができる。

- 2 参与人は、審査において審査会に対し書面又は口頭をもつて陳述した後は、審査員を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後生じたときは、この限りでない。

（除斥又は忌避の申立てについての決定）

第二十三條 除斥又は忌避の申立てについては、審査会が決定する。

- 2 除斥又は忌避の申立てに係る審査員は、前項の規定による決定に関与することができない。ただし、意見を述べることができる。
- 3 第一項の規定による決定は、文書をもつて行い、かつ理由を付さなければならない。

（手続の停止）

第二十四條 審査会は、除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての決定があるまで当該環境影響事前評価の手続を停止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。

（回避）

第二十五條 第二十一条第一項に規定する除斥の原因又は第二十二条第一項に規定する忌避の原因がある場合においては、審査員は、審査会の許可を受けて、回避することができる。

（調査事項等の決定等）

第二十六條 審査会は、第十四条の写しの送付を受けたときは、速やかに、当該開発事業等についての環境影響事前評価に関して必要な調査事項及びその調査方法（調査期間を含む。以下同じ。）を定め、その内容を記載した書面を参与人に送付しなければならない。

- 2 審査会は、前項の規定により調査事項及びその調査方法を定めたときは、その旨を公

告し、当該公告の日から二週間その内容を記載した書面を公衆の縦覧に供しなければならない。第十五条第二項及び第三項の規定は、この場合について準用する。

- 3 審査会は、第一項の規定により定めた調査事項及びその調査方法を変更したときは、直ちに、その内容を記載した書面を参与人に送付しなければならない。
- 4 第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第二十七条 参与人は、審査会がした前条第一項又は第三項の規定による調査事項又はその調査方法の決定又は変更について、審査会に対し、異議を申し立てることができる。

- 2 審査会は、前項の規定による申立てについての決定を申立人に通知するとともに、その決定を公表しなければならない。

(調査等)

第二十八条 審査会は、第二十六条第一項の規定により調査事項及びその調査方法を定めたときは、速やかに、これに従って調査を行う。同条第三項の規定により調査事項又はその調査方法を変更したときも、同様とする。

- 2 審査会は、必要があると認めるときは、審査員又は専門調査員に前項の調査を行わせることができる。
- 3 審査会又は審査員若しくは専門調査員は、前二項の規定により調査を行う場合において必要があると認めるときは、必要な場所に立ち入って、書類、土地その他の物件を検査することができる。
- 4 前項の規定により立入検査をする審査員又は専門調査員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。
- 5 審査会は、第一項の調査を終了したときは、速やかに、その調査の結果を記載した書面を参与人に送付しなければならない。
- 6 第二十六条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(審査の開始)

第二十九条 審査会は、当該事業計画による開発事業等について前条第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、審査を開始しなければならない。

(審査の公開)

第三十条 審査は、公開して行う。

(審査の期日及び場所)

第三十一条 審査会は、審査の期日及び場所を定め、参与人に期日の一週間前までに通知しなければならない。

- 2 審査会は、前項の規定により審査の期日及び場所を定めたときは、事案の要旨並びに審査の期日及び場所を公告するとともに、その旨を関係市町村の長に通知しなければならない。第十五条第三項の規定は、この場合について準用する。

(審査の主宰等)

第三十二条 審査は、審査長が主宰する。

2 審査長は、審査の秩序維持のため必要な処分をすることができる。

(参与人の陳述等)

第三十三条 参与人は、審査の期日において、審査に立ち会い、意見を陳述し、及び書類その他の物件を提出し、並びに他の参与人に意見の陳述を求めることができる。

(参考人の陳述及び鑑定の要求)

第三十四条 審査会は、参与人の申立てにより又は職権で、相当と認める者に、参考人として出頭を求めて陳述させ、又は鑑定をさせることができる。この場合においては、参与人も、その参考人に陳述を求めることができる。

(物件の要求)

第三十五条 審査会は、参与人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置くことができる。

(立入検査)

第三十六条 審査会は、参与人の申立てにより又は職権で、必要な場所に立ち入って、書類、土地その他の物件を検査することができる。

(調書)

第三十七条 審査会の職員で審査会があらかじめ指定する者は、審査に立ち会い、調書を作成しなければならない。

2 何人も、委員会規則で定める手続に従い、前項の調書を閲覧することができる。

3 参与人その他第十六条第一項に掲げる者は、審査会に対し、調書の謄写を求めることができる。

(審査の終結)

第三十八条 審査会は、事案が環境影響事前評価をするのに熟したと認めるときは、審査の終結を参与人に通知しなければならない。

2 審査会は、必要があるときは、前項の通知をした後であつても、参与人の申立てにより又は職権で、審査を再開することができる。

(環境影響事前評価)

第三十九条 審査会は、審査を終結したときは、文書をもつて環境影響事前評価を行う。

2 環境影響事前評価には、環境影響事前評価の理由を付し、かつ、審査員がその文書に署名押印しなければならない。

3 審査会は、第十四条の認可申請書及びその添付書類の写し、第二十八条第五項の書面並びに第三十七条第一項の調書に記載された事項以外の事項を環境影響事前評価の資料としてはならない。

(環境影響事前評価の通知等)

第四十条 審査会は、環境影響事前評価を行つたときは、参与人に、その旨を通知し、その文書の写しを送付するとともに、委員会に、その旨を通知し、その文書を送付しなければならない。

2 第二十六条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第二節 認可を受けた開発事業等の調査

第四十一条 審査会は、第五条第一項の認可を受けた事業計画による開発事業等について、第十六条第一項に掲げる者の申立てにより又は職権で、当該開発事業等の実施又は当該開発事業等の完成後の施設の使用により生じた、又は生ずると予想される環境に対する影響を調査することができる。

2 第二十八条第二項から第四項までの規定は、前項の調査について準用する。

3 委員会は、第一項の調査に当たつて、審査会の求めに応じ、第八条に規定するおそれの生ずることを防止するために必要があると認めるときは、当該事業者に対し、相当の期間を限つて、当該開発事業等の実施を停止すべき旨を命ずることができる。

第五章 雑則

(費用の負担)

第四十二条 審査会の環境影響事前評価に要する費用は、別に法律で定めるところにより、申請人が負担するものとする。

(不服申立ての制限)

第四十三条 第二十七条第一項の規定によるもののほか、審査会又は審査長が環境影響事前評価の手續に関してした処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

(訴えの提起)

第四十四条 審査会のした環境影響事前評価に不服がある第十六条第一項に掲げる者は、第四十条第二項において準用する第二十六条第二項の規定による公告の日から一月以内に、審査会を被告として、東京高等裁判所に訴えを提起することができる。

第四十五条 前条の規定によるもののほか、審査会又は審査長が環境影響事前評価の手續に関してした処分については、第十六条第二項の規定による却下及び第二十七条第一項の規定による異議の申立てについての決定に対してする場合を除き、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）による訴えを提起することができない。

第四十六条 第五条第一項又は第九条第一項の認可に関する処分に係る取消訴訟においては、環境影響事前評価の違法を理由として取消しを求めることができない。ただし、第十六条第一項に掲げる者以外の者については、この限りでない。

2 前項の規定は、取消訴訟以外の抗告訴訟について準用する。

(試験研究の体制の整備等)

第四十七条 国は、環境影響事前評価をよりの確に行うことができるようにするため、環境影響事前評価に関し、試験研究の体制の整備、手法の開発、専門的技術者の養成等必要な措置を講じなければならない。

(経過措置)

第四十八条 第二条第一項第七号又は第二十二号の規定に基づき、政令を制定し、又は改

廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（経過措置に関する罰則を含む。）を定めることができる。

（委員会規則への委任）

第四十九条 この法律に定めるもののほか、開発事業等の規制、環境影響事前評価の手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

第六章 罰則

第五十条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項の規定に違反した者

二 第十一条又は第十二条の規定による命令に違反した者

第五十一条 第四十一条第三項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条第三項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第三十六条の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 第三十四条の規定による審査会の処分に違反して、出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は鑑定をせず、若しくは虚偽の鑑定をした者

三 第三十五条の規定による審査会の処分に違反して、書類その他の物件を提出しなかつた者

第五十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十条、第五十一条又は前条第一号若しくは第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第五十四条 第三十二条第二項の規定による審査長の処分に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第五十五条 第十条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、開発事業等規制委員会設置法（昭和五十一年法律第 号）の施行の日から二十日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の際現に開発事業等を実施している者は、この法律の施行の日から十日以内に、第七条の規定による認可申請書に準じて委員会規則で定める事項を記載した届出書及び同条第二項に準じて委員会規則で定める添付書類を委員会に提出しなければならない。

- 3 第四章第一節及び第四十二条から第四十五条までの規定は、前項の規定による届出書及びその添付書類の提出があつたときについて準用する。
- 4 委員会は、届出開発事業等（前項の規定によつて審査会が行う環境影響事前評価を受けた開発事業等をいう。以下同じ。）につき、前項の規定によつて審査会が行う環境影響事前評価の結果に基づき、届出開発事業等の実施又は届出開発事業等の完成後の施設の使用により良好な環境の確保に支障を生じていると認めるとき又は生ずるおそれがあると認めるときは、事業者に対し、第十一条の例により命令をすることができる。第十三条の規定は、この場合について準用する。
- 5 第十条の規定は、附則第二項の規定により届出書及びその添付書類を提出した事業者及び届出開発事業等を行う者の地位の承継について準用する。
- 6 第十一条、第十三条及び第四十一条の規定は、届出開発事業等について準用する。
- 7 第十二条及び第十三条の規定は、附則第二項の規定による届出書及びその添付書類の提出をしないで開発事業等を実施する者について準用する。
（経過措置に関する罰則）
- 8 附則第四項、附則第六項において準用する第十一条又は前項において準用する第十二条の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 9 附則第六項において準用する第四十一条第三項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
- 10 附則第二項の規定による届出書及びその添付書類の提出をせず、又は虚偽の届出書若しくはその添付書類の提出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 11 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本項の罰金刑を科する。
- 12 附則第五項において準用する第十条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。
（関係法律の整理）
- 13 この法律の施行に伴う関係法律の整理については、別に法律で定める。

理 由

環境の汚染及び破壊を未然に防止し、もつて良好な環境を確保するため、開発事業等の実施又は開発事業等の完成後の施設の使用によつて開発事業等の実施の過程において又は将来において生ずる環境に対する影響の事前評価の手續を整備し、その事前評価の結果に基づいて開発事業等を規制する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、三千万円の見込みである。